

財団法人遠野市教育文化振興財団 理事・監事名簿

	役職名	氏 名	性別	分 野
1	理事長	角田幸四郎	男	教育文化
2	副理事長	菅沼 隆子	女	国際交流
3	常務理事	細越 勉	男	社会教育
4	理 事	荒田 良治	男	観光交流
5	理 事	新田 光志	男	芸術文化
6	理 事	前川 敬子	男	産業振興
7	理 事	佐々木 博	男	社会奉仕・国際交流
8	理 事	平井 孝史	男	国際交流
9	理 事	山影 勝美	男	国際協力
10	理 事	菅原 伴耕	男	社会教育
11	理 事	松田 希実	女	子育て
12	理 事	古川 憲	男	社会教育
1	監 事	佐藤 倉造	男	学校教育・社会教育
2	監 事	佐々木明敏	男	社会教育

(任期:平成24年10月1日～平成26年9月30日)

財団法人遠野市教育文化振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人遠野市教育文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県遠野市新町1番10号におく。

(目的)

第3条 この法人は、教育百年を記念し、遠野市における教育文化の一層の振興を図り、もって市民憲章の精神に則した明るく豊かな市民社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育文化活動を奨励し、及び振興させること。
- (2) 教育文化の振興に尽くした功績を顕賞すること。
- (3) 教育文化に関する情報、資料等を収集し、これを利用させること。
- (4) 教育文化の交流を図ること。
- (5) 国際交流事業の企画及び推進
- (6) 国際交流に関する情報の収集及び啓発普及
- (7) 国際交流団体及び国際交流ボランティアの育成連絡調整
- (8) その他目的を達成するために必要なこと。

第2章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、寄附金品及びその他の収入をもって構成する。

(資産の分類)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産に分類する。

2 基本財産は、基本財産とすることを指定して寄附された財産及び理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産とする。ただし、その額は、設立当初においては3,300,000円とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただしやむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ岩手県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、その年度開始前に理事会の議決を経て定める。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、その年度終了後1か月以内に、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 12人以内

(2) 監事 2人

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長、副理事長、常務理事各1人を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、常務を処理する。

5 監事は、法律上の職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第18条 理事会は、必要に応じて、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。

(議長)

第19条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第20条 理事会の会議は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第21条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者も含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 評議員会

(設置)

第24条 この法人に、理事会の諮問機関として評議員会をおく。

2 評議員会は、評議員、20人以上30人以内をもって組織する。

3 評議員は、この法人の設立者及びこの法人の趣旨に賛成して協力する者（以下「賛助員」という。）の中から、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

4 理事長は、前項の規定により評議員を委嘱するときは、少なくともその3分の2は、別に定めるところにより賛助員の属する職域又は団体等において当該賛助員が互選して推せんする者を委嘱するものとする。

5 評議員が、理事又は監事となったときは、評議員を辞任したものとみなす。

(職務)

第25条 理事会において、次の事項を議決する場合においては、あらかじめ評議員の意見を聞くものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算

- (2) 基本財産の処分
 - (3) 寄附行為の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 評議員の推せんに関する定め
 - (6) その他この法人の運営に関する重要な事項で、理事長が必要と認めるもの
- 2 理事長は、収支決算及び業務の状況を評議員会に報告するものとする。
 - 3 理事会は、役員を選任をしようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聞くものとする。
 - 4 評議員会は、この法人の運営に関し、必要に応じ理事会に建議することができる。
- (任期)

第26条 評議員の任期は2年とする。

- 2 第15条第1項ただし書及び同条第2項の規定は、評議員の任期については、これを準用する。
- (会議)

第27条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会に議長をおき、評議員会の会議のつど出席議員のうちから互選する。
- 3 理事長は、評議員の3分の1以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集の請求をされた場合には、その請求のあった日から2週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 評議員会の会議は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 5 第21条から第23条までの規定は、評議員会の会議について、これを準用する。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第28条 この法人の目的に賛同する者を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、個人賛助会員及び団体賛助会員とする。
- 3 賛助会員について必要な事項は、理事会において別に定める。

(会費)

第29条 賛助会員は、理事会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、岩手県教育委員会の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第40号）第202条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律（平成18年法律第50号）第63条の規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、岩手県教育委員会の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、岩手県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 補則

（委任）

第32条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和50年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和51年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画、収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則（平成24年5月28日一部変更）

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第72条の登記をした日から施行する。

（経過措置）

- 2 この寄附行為の施行の際現に変更前の財団法人遠野市教育文化振興財団寄附行為の規定に基づき役員に選任されている者の任期については、変更後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第40年次（平成24年度）事業計画

平成24年度の合併後の事業については、基本的に合併前に計画していた財団法人遠野国際交流協会の事業をすべて財団法人遠野市教育文化振興財団が引き継いで実施するものとします。

1 教育文化事業（財団法人遠野市教育文化振興財団の従来事業）

（1）教育、文化等の振興貢献者の顕賞及び表彰

教育、文化等に著しい功績を収めた者に対する「遠野市民文化賞」の顕賞、また、教育、文化、スポーツ等の各分野ですばらしい実績を収めた者に対する「教育文化奨励賞」等の表彰を顕賞式の席上で行います。

また、顕賞式では、これまで同様に受賞者等による作品発表や、式典をより盛り上げるような催しも計画したいと思います。

なお、開催日程については、下記の案としますが、新年交賀会実行委員会と協議のうえ決定していきます。

- ・顕賞式日程（案）平成25年1月5日（土） 午後2時
- ・会場 遠野市民センター大ホール

（2）教育文化事業の共催・後援

市内で開催される優れた芸術、文化事業等の共催・後援を行い、芸術・文化等の振興に努めます。

（3）広報活動

財団の設立趣旨及び事業概要を広く市民に周知するため、「文化のつどい」を発行し全戸配布します。

（4）公益法人制度改革による新制度への移行

平成25年度の公益法人制度改革による新制度への移行に向けて準備を進めます。

2 国際交流事業（旧財団法人遠野国際交流協会事業）

（1）普及啓発事業

国際交流や協会の活動について、市民の理解を深めるため、啓発活動及び賛助会員の募集に努める。

- ・ホームページ作成及び更新（日本語、英語）
- ・会報「APERTO」の発行

（2）国際理解事業

市民が国際理解を深める機会を提供するとともに、賛助会員間の交流や他地域の国際交流団体との交流を通して、国際交流事業の充実を図る。

また、遠野を訪問する外国人のための通訳・翻訳事業を行う。

①キッズワールドクラブ in 陸前高田

仮設住宅に住む小学生を対象とした国際理解教室。

②国際理解講座

市内外在住の外国人や、海外生活経験者を講師に、異文化についての理解を深めることを目的とした各種講座を開催する。

③ボランティア通訳・翻訳事業

遠野を訪れる外国人のため、実費程度の料金で通訳・翻訳を受託する。

④その他の事業

(3) 在住外国人支援事業

市内に住む外国人が地域住民との交流などを通して、快適な生活を送られるよう支援する。

①日本語教室

日本語ボランティアによる日本語教室。

②在住外国人参加の地域活動の開催

在住外国人と地域住民とが触れ合う機会づくり。ボランティア活動、お祭り等。

③その他の事業

(4) 中学生海外派遣交流事業

アメリカ・チャタヌーガ市に中学生を派遣する。

(ア) 派遣期間 平成 25 年 1 月上旬の 10 日

(イ) 派遣先 CSLA 校

(ウ) 派遣数 中学生：生徒 9 名以内（遠野中 2 名、その他の学校 1 名）

※申込のない学校については欠員とし、補欠校を追加募集する。申込が多い場合は抽選とする。

引率者：2 名（事務局、中学校教諭）

(エ) 募集及び選考

募集は協会が行い、選考は各校で行う。

※遠野高校が行うニュージーランド・カシミア高校との交流事業は実施未定のため、高校側と協議のうえ、実施の場合は理事会に諮る。

(5) 姉妹都市交流事業

姉妹都市サレルノ市との交流事業。

①民間団体「トネーゼ」が行う姉妹都市サレルノ市との交流事業の支援。

②その他の事業

第40年次(平成24年度)補正予算(第1号)

財団法人
遠野市教育文化振興財団

(単位 円)

科 目	補正前の額	補正額	計	摘 要
I 収入の部				
1基本財産運用収入	60,000	443,000	503,000	
2会費収入		74,000	74,000	
3寄附金収入	50,000		50,000	
①基本財産寄附金	0		0	
②事業運営寄附金	50,000		50,000	
4事業収入	16,000	20,000	36,000	
①書籍販売	10,000		10,000	
②顕賞式募金	5,000		5,000	
③教室等事業収入		20,000	20,000	
③雑収入	1,000		1,000	
5負担金収入	0	945,000	945,000	
6繰入金	786,000	380,000	1,166,000	
①事業積立金	786,000	380,000	1,166,000	
7雑入		91,574,000	91,574,000	国際交流協会から
当期収入合計(A)	912,000	93,436,000	94,348,000	
前期繰越収支差額	0		0	
収入合計(B)	912,000	93,436,000	94,348,000	
II 支出の部			0	
1事業費	840,000	3,131,000	3,971,000	
教育文化事業			0	
①顕賞費	700,000		700,000	
②公演費	0		0	
③広報費	120,000		120,000	
④振興助成費	20,000		20,000	
小計	840,000		840,000	
国際交流事業			0	
①普及啓発事業		27,000	27,000	
②国際理解事業		143,000	143,000	講座講師謝礼・消耗品他
③在住外国人支援事業		120,000	120,000	日本語教室教材費他
④中・高生海外派遣交流事業		2,781,000	2,781,000	参加者旅費他
⑤姉妹都市交流事業		60,000	60,000	
小計		3,131,000	3,131,000	
2管理費	52,000	105,000	157,000	
①会議費	10,000	31,000	41,000	
②事務局費	10,000	48,000	58,000	事務用消耗品他
③交際費	10,000	15,000	25,000	
④公課費	22,000	11,000	33,000	法人県民税
3積立金	10,000	90,000,000	90,010,000	
①流動資産減(書籍)	10,000		10,000	
②基本財産積立金		90,000,000	90,000,000	
4予備費	10,000	200,000	210,000	
①予備費	10,000	200,000	210,000	
当期支出合計(C)	912,000	93,436,000	94,348,000	
当期収支差額(A)-(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

第40年次(平成24年度)補正予算(第1号)

財団法人
遠野市教育文化振興財団

(単位 円)

科 目		補正前の額	補正額	計	摘 要
I 収入の部					
1	基本財産運用収入	60,000	443,000	503,000	
2	会費収入		74,000	74,000	
3	寄附金収入	50,000		50,000	
	①基本財産寄附金	0		0	
	②事業運営寄附金	50,000		50,000	
4	事業収入	16,000	20,000	36,000	
	①書籍販売	10,000		10,000	
	②顕賞式募金	5,000		5,000	
	③教室等事業収入		20,000	20,000	
	③雑収入	1,000		1,000	
5	負担金収入	0	945,000	945,000	
6	繰入金	786,000	380,000	1,166,000	
	①事業積立金	786,000	380,000	1,166,000	
7	雑入		91,574,000	91,574,000	国際交流協会から
当期収入合計(A)		912,000	93,436,000	94,348,000	
前期繰越収支差額		0		0	
収入合計(B)		912,000	93,436,000	94,348,000	
II 支出の部				0	
1	事業費	840,000	3,131,000	3,971,000	
	教育文化事業			0	
	①顕賞費	700,000		700,000	
	②公演費	0		0	
	③広報費	120,000		120,000	
	④振興助成費	20,000		20,000	
	小計	840,000		840,000	
	国際交流事業			0	
	①普及啓発事業		27,000	27,000	
	②国際理解事業		143,000	143,000	講座講師謝礼・消耗品他
	③在住外国人支援事業		120,000	120,000	日本語教室教材費他
	④中・高生海外派遣交流事業		2,781,000	2,781,000	参加者旅費他
	⑤姉妹都市交流事業		60,000	60,000	
	小計		3,131,000	3,131,000	
2	管理費	52,000	105,000	157,000	
	①会議費	10,000	31,000	41,000	
	②事務局費	10,000	48,000	58,000	事務用消耗品他
	③交際費	10,000	15,000	25,000	
	④公課費	22,000	11,000	33,000	法人県民税
3	積立金	10,000	90,000,000	90,010,000	
	①流動資産減(書籍)	10,000		10,000	
	②基本財産積立金		90,000,000	90,000,000	
4	予備費	10,000	200,000	210,000	
	①予備費	10,000	200,000	210,000	
当期支出合計(C)		912,000	93,436,000	94,348,000	
当期収支差額(A)-(C)		0	0	0	
次期繰越収支差額(B)-(C)		0	0	0	

第 40 年次（平成24年度）貸借対照表
平成25年3月31日現在

財団法人
遠野市教育文化振興財団

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	1,705,089		
販売用書籍	2,710,150		
流動資産合計	4,415,239	0	0
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	148,476,758		
基本財産計	148,476,758	0	0
(2) その他の固定資産			
備品	36,800		
その他の固定資産計	36,800	0	0
固定資産合計	148,513,558	0	0
資産合計	152,928,797	0	0
II 負債の部			
1 流動、固定負債	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産			
指定正味財産計	0	0	0
2 一般正味財産	152,928,797		
(うち基本財産充当額)	(148,476,758)	(0)	(0)
正味財産合計	152,928,797	0	0
負債及び正味財産合計額	152,928,797	0	0

第 40 年 次（平成24年度）正味財産増減計算書
平成24年4月1日～平成25年3月31日まで

財団法人遠野市教育文化振興財団
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減 (25-24)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産利息収入	507,369		507,369
2 会費収入	0		0
3 寄付金収入	70,000		70,000
4 事業収入	15,100		15,100
5 負担金収入	808,776		808,776
6 雑収入	91,574,562		91,574,562
経常収益計	92,975,807	0	92,975,807
(2) 経常費用			
事業費	(2,976,664)		
1 教育文化業費	669,536		669,536
2 国際交流事業費	2,306,528		2,306,528
3 販売書籍原価	600		
管理費	(180,957)		
1 会議費	0		0
2 事務局費	108,001		
3 公課費	33,000		33,000
4 予備費	39,956		
経常費用計	3,157,621	0	3,157,621
当期経常増減額	89,818,186		89,818,186
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0		
(2) 経常外費用	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	89,818,186		89,818,186
一般正味財産期首残高	63,110,611		63,110,611
一般正味財産期末残高	152,928,797	0	152,928,797
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0		
指定正味財産期首残高	0		
指定正味財産期末残高	0		
III 正味財産期末残高	152,928,797		

財務諸表に対する注記（財団法人遠野市教育文化振興財団）

1. 重要な会計方針

公益法人会計基準（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ平成16年10月14日）を採用した。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有有価証券は償却原価法（定額法）

2. 会計方針の変更

該当なし

3. 満期保有目的債権の内訳並びに帳簿価格等の評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格等は次のとおりである。

単位：円

科目	取得価格	時価	評価損益
8月号投資信託（日興公社債投資）	3,100,000	3,101,550	1,550
第3回投資信託（野村公社債投資）	1,800,000	1,800,000	0
第6回投資信託（野村公社債投資）	5,000,000	5,005,000	5,000
第9回投資信託（野村公社債投資）	10,000,000	10,006,000	6,000
9月号投資信託（日興公社債投資）	10,000,000	10,004,000	4,000
第4回投資信託（野村公社債投資）	10,000,000	10,012,000	12,000
大阪府公募公債（5年）	20,000,000	20,178,000	178,000
兵庫県平成17年度第3回公募公債	60,000,000	61,464,000	1,464,000
合 計	119,900,000	121,570,550	1,670,550

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし

5. 保証債務等の偶発債務

該当なし

6. 基本財産の推移と内訳

単位：円

期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
58,476,758	90,000,000	0	148,476,758	合併により増加

基本財産	期末簿価	期末時価	評価損益
8月号投資信託（日興公社債投資）	3,100,000	3,101,550	1,550
第3回投資信託（野村公社債投資）	1,800,000	1,800,000	0
第6回投資信託（野村公社債投資）	5,000,000	5,005,000	5,000
第9回投資信託（野村公社債投資）	10,000,000	10,006,000	6,000
9月号投資信託（日興公社債投資）	10,000,000	10,004,000	4,000
第4回投資信託（野村公社債投資）	10,000,000	10,012,000	12,000
大阪府公募公債（5年）	20,000,000	20,178,000	178,000

兵庫県平成17年度第3回公募公債	60,000,000	61,464,000	1,464,000
合 計	119,900,000	121,570,550	1,670,550

7. 事業継続に関する事項

平成24年10月1日をもって財団法人遠野国際交流協会と合併をおこない、当該事業、当該事業に属する資産負債、及びその他これら事業継続に必要な権利義務の一切を継承している。